

日本商標弁理士の韓国滞在記

会員 大石 真菜[※]



要約

2015年2月から韓国の特許事務所で働き始め、約2年半が過ぎました。韓国に来る前は大阪の特許事務所で商標弁理士として勤務していましたが、三十歳を機に思い切って渡韓しました。単身飛び込んだ韓国での就職活動や、事務所での生活で感じたことなどについて、簡単に紹介させていただきます。また、韓国における業務上のアドバイスについても、専門である商標にフォーカスしてお伝えしたいと思います。日本と法制度が似ているため同じ判断がされると思われがちな韓国の商標ですが、実務上の判断基準（識別性の判断や類否判断等）は日本と異なる点も多々見受けられますので、参考にしていただけますと幸いです。

目次

1. はじめに
2. 自己紹介
3. 韓国での就職
 - (1) 就職活動
 - (2) 就業ビザと弁理士登録
4. 韓国の業務環境
 - (1) 事務所
 - (2) 仕事
 - (3) 韓国弁理士と弁理士試験
5. 商標に関する実務上の留意点
 - (1) 韓国の商標制度
 - (2) 識別力の判断
 - (3) 商標の類否判断
 - (4) 商品・役務の類否判断
 - (5) 指定商品・役務の記載
 - (6) その他
6. 生活環境
7. おわりに

が、文化や価値観、ライフスタイルは日本と全く異なります。何事もスピーディーで、感情が激しく、人との距離感が近い韓国。本稿の紹介により、「近くて遠い国」といわれる韓国を身近に感じていただければ幸いです。

2. 自己紹介

韓国との出会いは、弁理士試験に合格した2008年に遡ります。合格後、試験勉強が終わって空いた時間があったため、英語の他にもう一つ外国語を習おうと決心し、韓国語の勉強を始めました。数ある外国語の中からなぜ韓国語を選択したかという点、当時、韓流ブームの影響により音楽やドラマなど身近に聞ける韓国語が多かったことと、隣の国でありながら国民性の全く違う韓国という国自体に興味があったことが主な理由です。また、日本語対応可能な韓国弁理士が非常に多いのに比べて、韓国語対応可能な日本弁理士はあまりいないということについて、負けていけないという思いがあったことも理由の一つです。

もともと、いつかは外国で暮らしてみたいという、漠然とした思いがありました。また、言葉を習得するにつれ、韓国の文化や生活に触れる機会も多くなります。そうしているうちに、実際に現地で暮らしてみたいという気持ちが芽生え、2014年に思い切って韓国に渡りました。ワーキングホリデービザでの入国でした

1. はじめに

大阪の特許事務所を退職し、渡韓したのは2014年夏。2015年2月から韓国ソウルにある特許事務所で勤務しています。この度、韓国での弁理士生活についてお話する機会をいただきましたので、少し紹介させていただきます。原稿は気楽に書いてもよいとおっしゃっていただきましたので、筆者の専門である商標実務の他、韓国での生活で感じたことなどを、個人的意見を織り交ぜつつ紹介させていただきます。

一番近い外国であり、地理的には身近な韓国です

[※] KBK 特許法律事務所

が、年齢制限ギリギリでの渡韓でした。弁理士登録も一旦抹消し、本当にゼロからのスタートでしたが、不安よりもわくわくする気持ちの方が勝っていたことを覚えています。

3. 韓国での就職

(1) 就職活動

当初の予定では、ワーキングホリデービザの滞在期間1年の間に、韓国語能力を磨き、生活基盤を整え、就職先を見つけることを目標としていましたが、幸運にも、予定より大分早く内定をいただき、職務に復帰することとなりました。

韓国での就職活動も日本と大体同じですが、応募書類の準備が大変です。履歴書の他に自己紹介書という書類の提出が必要であり、成長過程・性格・志望動機・職歴事項等を記載しなければならず、一苦勞でした。書類は全て韓国語で作成して韓国人にチェックしてもらい、語学その他の証明書と共に応募先の事務所に送付しました。実のところ、翻訳のチェックなどを行う日本語ネイティブスタッフの募集は多少あるものの、日本弁理士を募集している事務所はありませんでしたが、とりあえず応募書類一式を送りました。韓国弁理士を募集していたのに日本弁理士が応募してきて驚かせてしまいましたが、面接のご連絡をいただき、その後、正式に採用決定となりました。

(2) 就業ビザと弁理士登録

就職活動よりも大変だったのが、就業ビザの取得と弁理士登録です。

就業ビザは、外国で働く際に一番問題となるものですが、韓国での就業ビザはなかなか簡単に取得できるものではありません。韓国人でさえ就職が難しく、失業率が高いという状況で、なぜ日本人を雇う必要があるのかということを説明し納得してもらえなければビザは出ません。特に、韓国には日本語が堪能な韓国人が星の数ほどいますので、日本語ネイティブということのみではメリットとなりません。幸いなことに、弁理士は属地主義の下で各国毎の知財法を取り扱うプロフェッショナルです。これを基に、日本関連の業務を行うために日本弁理士が必要であると主張する文書を事務所が作成してくれ、職務に関連する学歴や経歴があることを証明する書類、語学力を証明する書類と共に入国管理局に提出し、晴れて就業ビザを取得できま

した。

弁理士登録については、一度抹消してしまったことを深く後悔しました。それほど、海外での必要書類の収集は大変でした。各必要書類は法務局や市役所に郵送で請求可能ではありますが、手数料や返信用封筒のために収入印紙や定額小為替、切手を入手しなければならず、手間がかかりました。日本であれば簡単に手に入るのに複雑な過程を経なければならないもどかしさを感じつつ、日本にいる家族にも協力してもらいながら、なんとか書類を準備し、再登録に至りました。

こうして、ビザ取得と弁理士登録も完了し、韓国の特許事務所での勤務が始まりました。

4. 韓国の業務環境

(1) 事務所

生活習慣の大きく異なる欧州や米国と違い、韓国は日本とそれほど大差がありません。韓国の特許事務所も日本の特許事務所と基本的には同じ業務環境だと思います。

当所では、パートナー弁理士以外は個室ではありませんが、個々のデスクはパーテーションで仕切られており、業務に集中できる環境です。筆者は、商標・意匠チームに所属していますが、チーム内は女性の割合が高く、年齢も同じくらいの人が多いため、実に和気あいあいとした雰囲気です。所内では基本的に韓国語でコミュニケーションしますが、日本語が可能な人も大勢いるため、特に困ることはありません。

事務所内での服装は、基本的にラフな服装でもよく、顧客とのミーティングがなければ男性でもスーツ着用ではありません(但し、特許事務所ではラフな服装でも大丈夫な所が多いですが、法律事務所では服装規定が厳しいそうです)。

(2) 仕事

現在行っている主な業務は、日本企業の韓国出願のサポートと韓国企業の日本を含む外国出願のサポートです。日本企業の韓国出願については、実務的な部分は韓国弁理士が検討・手続を行います。日本語の翻訳チェックや、日本の顧客にとって分かりづらい部分がないか等を確認することが主な仕事です。特に、日本顧客の質問の根底が日本と韓国の制度の違いから来ている場合も多いため、韓国弁理士に日本の制度を説明して理解してもらった上で分かり易いように回答を

作成してもらうこともあります。一方、韓国企業に対する業務については、日本の制度に関する質問への回答をはじめ、商標等の検索・調査やオフィスアクション対応など多岐にわたります。

韓国の仕事の進め方で特徴的だと思う部分は、国内顧客とのやりとりのテンポが非常に速く、業務において電話を多用することです。頻繁に電話やメール、時にはメッセージャーを利用して顧客と連絡をとっており、事務所と顧客との距離が近い印象を受けます。

(3) 韓国弁理士と弁理士試験

日本弁理士と韓国弁理士とを比較すると、年齢層やバックグラウンド等の点において若干異なる点があるようです。それは弁理士試験の制度の違いや、社会の風潮によるものと思われるが、違いを簡単に紹介したいと思います。

まず、日本では弁理士試験の受験生は社会人が大半といえますが、韓国では就職前の若い人がほとんどです。大学在学中や大学卒業後に集中的に試験勉強をして合格する人が多く、たとえば2016年の弁理士試験の統計をみると、合格者の75%は20代となっています。日本のように特許事務所や企業で勤務しながら勉強するのではなく、弁理士試験の合格後に初めて就職するケースが一般的なようです。このように学生の受験者が多いのは、資格試験自体の人気の高いことと、弁理士の知名度が高いことが理由だそうです。実際に、日本では弁理士が具体的に何をするのか知らない人や、弁理士という資格自体を知らない人が多いように思いますが、韓国では「弁理士」というとすぐに理解してもらえます。この知名度の高さは、何年前まで年俸の高い職業として弁理士が1位にランクインしていたことに起因するようですが、この統計は誤った方法で計算されたものであり、実際には1位になるはずがないと韓国弁理士の方々は口を揃えています。

異なる点の二つめとして、日本では、法学部や外国語学部等を卒業した文系の弁理士も多くいらっしゃいますが、韓国では少数派となります。なぜかという、弁理士試験の試験科目で理系科目（自然科学概論）が必須となっているからです。筆者は日本でも韓国でも商標・意匠チームに所属していますが、日本ではチーム内に法学部や外国語学部出身の弁理士が多かったのに比べ、現在のチームでは文系の弁理士は一人もおらず、理系弁理士ばかりです。

韓国の弁理士試験は、一次試験が択一形式、二次試験が論文形式であり、口頭試験はありません。一次試験の科目は産業財産権法・民法概論・自然科学概論の3科目、二次試験の科目は特許法・商標法・民事訴訟法の3つの必須科目の他、選択科目が1つあります。また、合格基準に英語もあり、民間の英語テストで一定基準の点数（TOEIC775点など）を取得していなければ一次試験を受けることができません。基本的な産業財産権法の他に、理系科目、法律科目、英語を必須で学習しなければならず、かなり試験範囲が広い、難しい試験であるといえるでしょう。

2016年の韓国弁理士試験の受験者は3,171人で、最終合格者は211人。合格率は約6%です。弁理士試験の合格者は、1年間の実務修習を経て、弁理士となります。合格者が少ないことと、実務修習で一堂に介することから、同じ年に合格した同期は非常に仲が良いようです。

5. 商標に関する実務上の留意点

(1) 韓国の商標制度

既にご存知の方も多いと思いますが、韓国の商標法は、日本の商標法と非常によく似ています。以前には、特に不使用取消審判の制度などにおいて、大きな相違点がありましたが、近年の改正を通じて、日本の制度とあまり差異がない状況になりました。現在でも大きく異なる点といえば、付与前異議申立である点と、指定商品追加登録出願制度⁽¹⁾があるという点ぐらいではないでしょうか。なお、2016年9月の商標法改正において導入が検討されていた同意書制度は、立法予告までされたものの、結局導入は見送られています。

このように、商標法の制度はよく似ている日本と韓国ですが、実際に両国で商標実務を経験してみると、実務上の識別性判断や類否判断においては明らかな違いがあることを感じます。以下では、簡単にではありますが、韓国商標実務における日本との相違点を紹介したいと思います。

(2) 識別力の判断

識別力に関する規定は、韓国商標法第33条第1項（旧商標法第6条第1項）⁽²⁾に定義されており、条文上の構成は日本とよく似ていますが、実際の判断においては日本よりも識別力が認められにくい印象です。

特に、指定商品・役務の性質表示（同法第33条第1項第3号）について、審査基準では、商品の性質を間接的・暗示的に表示するにすぎない場合には同号は適用されない⁽³⁾とされているものの、日本においては一種の造語と認められるような商標についても、識別力がないとして拒絶されることが少なくありません。指

定商品・役務の分野において実際に使用されているか否かは不問とされています⁽⁴⁾。また、商標中の図形の識別力の認定も、日本より格段に厳しいように見受けられます。

以下では、識別性に関する近年の裁判例の一部を紹介します⁽⁵⁾。

No.	商標（指定商品・役務）	判断内容
1-1	airfryer (家庭用電気式揚げ器)	識別力なし (旧 § 6-①-3, 7 該当)
1-2	 Social Hub (広域通信網ルーター、コンピュータと通信網を利用した映画及びマルチメディアファイル伝送業等)	識別力なし (旧 § 6-①-3, 7 該当)
1-3	CROSSOVER REWARDS (Hotel loyalty program benefits frequent guests)	識別力なし (旧 § 6-①-3 該当)
1-4	SIGMA (Colorants, mordants, common metals and their alloys 等)	識別力なし (旧 § 6-①-6 該当)
1-5	I³ (Telecommunication machines and implements, electron tubes 等)	識別力なし (旧 § 6-①-6 該当)
1-6	SCREENX (劇場運営業、映画上映業等)	識別力なし (旧 § 6-①-7 該当)
1-7	Kinder + SPORT (Amusement activities, and sporting activities)	識別力なし (旧 § 6-①-7 該当)
1-8	MONOFILM (固体表面材料/複合材料/補填物及び離型剤の製造工程の使用基盤となるポリビニールアルコール系フィルム)	識別力あり (旧 § 6-①-3, 7 非該当)
1-9	AT HOME OUTDOORS (Bags, briefcases, Clothing, footwear 等)	識別力あり (旧 § 6-①-3, 7 非該当)

(図1：識別性に関する近年の裁判例)

また、日本企業が韓国において商標出願する場合には、日本語で構成された商標を出願することもあると思いますが、その際に留意すべき点は、日本語で記載された商標であっても、当該日本語の韓国語訳（音訳・翻訳）が性質表示に該当する場合には、韓国特許庁により識別力がないとして拒絶されることが少なくないという点です。日本では、商標構成中の韓国語は図形として取り扱われますが、韓国では日本語でも文字として取り扱われます⁽⁶⁾。韓国語の一部は漢字から

作られた漢字語であることもあって、韓国における漢字の普及度は高く、字体が異なる日本の漢字についても称呼・観念が生じ得ます（但し、称呼は日本と韓国でそれぞれ異なります）。また、ひらがな・カタカナについても、称呼・観念が生じると判断されることがあり、注意が必要です。

これは韓国に住んでみて初めて分かったことですが、韓国における日本語の普及水準は思っていたよりもはるかに高いです。日本の漫画やアニメ、ドラマ等


の影響もあるかもしれません。大学ではもちろん、高校から第二外国語を学ぶ学校もあるため、学生時代に日本語を勉強した人もいます。街に出ると、化粧品・食料品・雑貨など、日本の製品を目にする機会も多く、日本語のパッケージのまま販売されていることも少なくありません。日本で韓国語に触れる頻度よりも、韓国で日本語に触れる頻度は間違いなく高いといえます。したがって、日本での韓国語の取り扱いとは異なり、日本語であれば当然に識別力があるとはいえないので注意が必要です。

(3) 商標の類否判断

韓国でも日本と同様に先出願・先登録の商標と同一・類似の商標は拒絶されますが⁽⁷⁾、商標の類否判断についても日本より判断が厳しく、引用商標と類似と

判断される傾向が強いです。特に、結合標章について分離観察されることが多々あり、標章の一部が同一・類似である場合には、標章全体として類似と判断されることが少なくありません。商標全体が外国人の姓名であるような場合⁽⁸⁾や、指定商品との関係で識別力がない場合を除き、各単語の結合により別の新しい観念が形成されるというような事情がない限り、商標を構成する各要素を分離して観察することが広く行われています。日本ほど外観の一体性が重視されないようであり、欧文字商標でスペースを介して結合されている場合には、分離可能と判断される可能性が高いようです。また、図形についての類否判断も類似と判断される傾向が強い印象です。

以下では、商標の類否判断に関する近年の裁判例の一部を紹介します⁽⁹⁾。

No.	本願商標 (指定商品・役務)	引用商標 (指定商品・役務)	判断内容
2-1	<p>TEMCOLINE (データ処理装置等)</p>	 (通信装置及び器具等)	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>
2-2	<p><i>Finishes</i> (Paints 等)</p>	 (Paints 等)	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>
2-3	<p>SWEET BURN (炭酸飲料等)</p>	<p>BURN (炭酸水、果実ジュース等)</p>	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>
2-4	 <p>le Sucre (スカート、紳士服等)</p>	<p>SUCRE D'ORGE (スカート、紳士服等)</p>	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>
2-5	<p>ESTRELLA DAMM (Beers 等)</p>	 (Beers 等)	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>
2-6	 <p>※ 「말표신발」は「馬印履物」のハングル (革靴、履物等)</p>	 (革靴、履物等)	<p>類似 (旧 § 7-①-7)</p>

2-7	 (鞆等)	 (書類鞆等)	類似 (旧 § 7-①-7)
2-8	 (衣類, スポーツ衣類等)	DALMATIANS (衣類, スポーツ衣類等)	類似 (旧 § 7-①-7)
2-9	Romantic Night in Seattle (スキンミルク, 香水等)	ROMANTIC (サンタンローション等)	非類似 (旧 § 7-①-7 に該当しない)
2-10	Cherry Spoon (鞆/財布卸売業等)	SPOON (鞆販売斡旋業等)	非類似 (旧 § 7-①-7 に該当しない)
2-11	BE ICONIC (Make-up preparations)	 (マスカラ, マニキュア等)	非類似 (旧 § 7-①-7 に該当しない)

(図 2 : 商標の類否判断に関する近年の裁判例)

これは全く個人的な意見ですが、スピーディーさ、簡便さを好む韓国社会においては、実際に商標を省略して称呼することが日本よりも多いように感じます。日本でも略語は使用されていますが、韓国では日本以上に、呼び易いように縮めた略語を多用しているように思います。例えば、「Instagram」は「인스타(インスタ)」、「Starbucks」は「스벅(スボク)」、「KakaoTalk」(韓国でよく使用されているメッセージングアプリ)は「카톡(カトク)」です。ちなみに、筆者の名前も、事務所では省略された呼び名で呼ばれています。「大石(オオイシ)」ですが、韓国人にとっては長いのと、ちょうど「オ(呉)」という姓が韓国にあるため、ここでは「オ弁理士」と省略されて呼ばれています(さらに、「弁理士」もまだ長いらしく、「オ弁」と呼ばれることも多いです)。

また、商標の類否は、日本と同様に外観・称呼・觀念の3要素を基準として判断されますが、称呼が類似するため商標が類似すると判断されることが一番多く、称呼の認定はかなり重要です。

日本企業が韓国に商標出願を行う際には、英単語等の欧文文字で構成された商標を出願されることが多いと思いますが、欧文文字商標の称呼は日本と韓国で大きく異なる場合があるため、注意しなければなりません。これは、日本人が英語をカタカナで置き換えて発音するように、英語の発音を韓国語に置き換えて発音するためです。もちろん、異なる言語ですので相違点があ

るのは当然ですが、代表的な違いをご参考までに紹介します。

まず、韓国では、英単語の「F」の音を「P」で発音します。また、韓国語には日本の長音のように伸ばす音はありません(正確な発音では若干伸ばす音もありますが、伸ばす場合と伸ばさない場合でそれほど差異がなく、気にして発音する人もほとんどいません)。したがって、「Coffee」を日本式に発音すると「コーヒー」となりますが、韓国式に発音すると「커피(「コピ」に近い発音)」となります。「Finger(フィンガー)」の韓国式の発音は「핑거(「ピンゴ」に近い発音)」です。他にも、韓国語は日本語よりも母音の種類が多いこと、[子音+母音+子音]で構成される音節が存在することから、日本式の称呼とは全く異なる称呼が生じる可能性があります。

さらに、韓国語は日本語よりも母音の種類が多いため、韓国語(ハングル)をローマ字表記した場合の称呼は、日本人にとっては予想できないような読み方になる場合もあります。例えば、「Samsung」は日本では「サムスン」と称呼されますが、韓国では「삼성(「サムソン」に近い発音)」となります。後半部の「sung」は「スン」ではなく「ソン」です。また、「Hyundai」は日本では「ヒュンダイ」と称呼されますが、韓国では「현대(「ヒョンデ」に近い発音)」です。後半部の「dai」は「ダイ」ではなく「デ」となります。この「dai」のように、母音の種類が多いため、ローマ

字で表そうとすると1字では足りず、2字以上で表すものもあります。「Seoul」の「Seo」も単純に日本語式のローマ字で読むと「セオ」と読めますが、韓国語の発音は「서(「ソ」に近い発音)」です。ちなみに、日本語の「ソ」に近い発音は「So(ソ)」と「Seo(서)」があり、日本人が聞くとどちらも「ソ」ですが、韓国人とっては全く違う音です。

なお、韓国語のローマ字表記は、一応定められたガイドライン⁽¹⁰⁾があるのですが、氏名は自分で好きなように決めていいらしく、同じ名前でもいろいろなスペ

ルの人がいて混乱が生じています。また、会社名等も、ガイドライン制定前から使用しているものは、規定されたスペルとは違っていても、そのまま使い続けているようです。

上記のような称呼の認定の違いにより、出願商標と引用商標の類否判断が日本での判断と異なる場合がありますので、参考にしていただければと思います。称呼の認定に関する参考裁判例を下に紹介します⁽¹¹⁾。

No.	本願商標	引用商標	判示内容
3-1	FREEZUM	프리즘 ※「PRISM」のハングル	称呼類似(旧§7-①-7) -本願:『프리즘(プリジウム)』 -引用:『프리즘(プリジウム)』
3-2	PAM HYDROCLASS	FAM	称呼類似(旧§7-①-7) -本願:『팜(パム)』又は『팸(ペム)』 -引用:『팜(パム)』又は『팸(ペム)』

(図3:称呼の認定に関する参考裁判例)

(4) 商品・役務の類否判断

日本と同様に、審査段階での商品・役務の類否は、原則的に類似群コードを基準として判断されます。2017年1月1日施行の商品分類制度改正以前は、包括名称以外の商品・役務には類似群を1つだけ付す方式でしたが、改正により、複数類似群コード制度が導入

され、類似群コードの柔軟な活用が可能となりました。

また、ある商品と当該商品の小売業又は卸売業は、類似の関係とみるのが一般的です。さらに、下記のように、過去の判例によって類似と認定された商品と役務についても、同じ類似群が付されており、類似と判断されます。

商品	役務
化粧品 (G1201, S120907, S128302)	美容技術指導業 (S120907)
化粧品 (G1201, S120907, S128302)	理美容業 (S128302)
書籍, ダウンロード可能な電子書籍 (G5206)	書籍出版業 (S1202, G5206)
コンピュータソフトウェア (G390802)	コンピュータソフトウェア開発業 (S1233, G390802)
コーヒー (G0502)	コーヒー専門店業 (S120602, G0502, G0301)
パン, 菓子 (G0301)	製菓店業 (S120602, G0502, G0301)

(図4:類似関係にある商品と役務の例)

(5) 指定商品・役務の記載

日本との一番の違いは、1区分の商品・役務の数が

20個を超える場合には、商品・役務ごとに追加の庁費用が発生する点です。そして、このような料金制度で

あることも相俟って、指定商品・役務の記載が包括的である場合には限定又は分離するよう拒絶理由が出されます。包括表記は韓国特許庁が認めている告示名称（例示名称）であれば認められますが、それ以外の商品・役務について複数の類似群をまたがるような表記は認められません。

例えば、拒絶理由でよく見かける包括的な記載としては、第9類の「録音されたコンパクトディスク」という記載がありますが、音楽が収録された電子媒体と音楽でないものが収録された電子媒体とで類似群が異なる関係上、「音楽が録音されたコンパクトディスク（類似群コード：G510101）」と「音楽でないものが録音されたコンパクトディスク（類似群コード：G520101）」に分離する必要があります。

また、「〇〇の小売又は卸売の業務において行なわれる顧客に対する便益の提供」のように小売・卸売業をまとめて記載可能な日本と異なり、韓国での小売・卸売業の記載は、「〇〇の小売業」「〇〇の卸売業」のように、小売業と卸売業を分けて記載しなければなりません。

但し、上記の複数の類似群をまたがるような記載や小売・卸売業をまとめた記載は、マドプロ出願の指定商品・役務に対しては厳しく審査されず、拒絶理由が通知されない場合もあります。

（6） その他

日本では、審判段階においては取引実情等を考慮して柔軟に判断するため、審査段階と審判段階で判断が異なることが多々ありますが、韓国では審査段階と審判段階の判断において、それほど大きな相違はありません。

各案件の判断は審査官・審判官の裁量によりますが、日本よりも審査官・審判官の判断にばらつきがあり、一貫性がないように感じます。

また、日本では、拒絶理由通知の段階で識別力欠如と先行商標との類似という相反する2つの拒絶理由が一旦通知されたとしても、拒絶査定の際にはどちらか1つの理由で拒絶されることが一般的ですが、韓国では識別力欠如と先行商標との類似という相反する理由でそのまま拒絶決定されることが往々にしてあります。

以上のように、意外に日本の実務とは異なる点が多

いですので、参考にしていただければ幸いです。

6. 生活環境

最後に、韓国での生活について少しお話しします。

まずは交通面。これはせっかちな人が多い韓国らしさが全面に出ます。バスに乗ると、日本では停留所に着いてバスが停まるまで座席を立ってはいけませんが、韓国では前の停留所を過ぎるとすぐにカード清算機にタッチし、降り口の前でスタンバイします。ゆっくりしているとドアが閉められてしまい降りられません。バスも車も日本に比べてかなりスピードを出します。最初のうちは怖かったですが、今ではすっかり順応して、たまにゆっくり走るバスに当たると非常にやきもきします。ソウル市内はバスも地下鉄も張り巡らされており、タクシーも安いので、移動については日本よりも便利だと思います。

食事については、日本よりも重視している印象です。最近では韓国でも個人主義が進み、昼食を一人でとる人が増えてきているものの、お昼休みは皆で外にご飯を食べに行くのが一般的です。日本ではあまり考えられませんが、ランチに鍋物（キムチチゲ、タッカンマリなど）や焼肉（サムギョブサル）を食べることもあります。また、コーヒーを飲む人が多く、事務所周辺にはカフェが山ほどあります。こんなに店が多くてよく潰れないと思うのですが、それだけコーヒー消費量が多いということでしょう。また、残業をする場合には、皆で夕食を一緒にとってから残業し、その際の夕食代は会社が負担することも一般的なようです。しっかり食事をとれるのは嬉しいことですが、体重は増加傾向にあります。

7. おわりに

ほとんど日本と変わらないだろうと思って来た韓国でしたが、生活面でも業務面でも思いのほか異なる部分が多く、外国で働く楽しさと大変さを味わっています。

そして、韓国は北朝鮮と休戦中の国であり、まだ戦争は完全には終わっていません。少し前にも「4月危機説」として北朝鮮問題が騒がれたことは記憶に新しいと思います。実際のところ韓国では、北朝鮮からの攻撃についてあまり気にしておらず、日本での報道とはかなり温度差があります。韓国が楽観視しすぎなのか日本が過剰に反応しすぎているのかはよく分かりま

せん。それでも、万が一の事態を考え、日本にいる時には気付かなかった平和の有り難みをひしひしと感じながら日々を送っています。

また、韓国というと日韓関係があまり良くないことも気掛かりですが、政治的な問題はどうか、私の周りにいる韓国人の同僚や友人は、礼儀正しく、優しい人たちばかりです。国境を越え単身乗り込んできた私が、ここで充実した日々を過ごせるのも、事務所の同僚・友人・家族の協力とサポートのおかげであり、深く感謝しています。自分は、本当に運がよく、良い縁に恵まれていると感じます。ここで出会った縁を大切にしながら、さらに経験を積み、知識とスキルを磨きつつ、精進して参りたいと思います。

(参考文献)

- 1) 特許審判院「特許法院・大法院 商標判決文要旨集 17」(2017年1月)
- 2) 特許審判院「特許法院・大法院 商標判決文要旨集 16」(2016年1月)

(注)

(1) 指定商品追加登録出願制度とは、既に出願又は登録された商標出願又は商標登録に指定商品(役務)を追加する出願をすることができる制度であり、追加登録された指定商品(役務)に対する商標権の存続期間満了日は、元の登録商標権の存続期間満了日となる(韓国商標法第86条)。

(2) 識別性に関する登録要件を規定している韓国商標法第33条第1項(旧商標法第6条第1項)は次のとおり。

第33条(商標登録の要件) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。

1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
2. その商品に対して慣用している商標
3. その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
4. 顕著な地理的名称やその略語又は地図のみからなる商標
5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標
7. 第1号から第6号までに該当する商標の他に、需要者が何人の業務に関する商品を表示するものであるかを識別することができない商標

(3) 韓国商標審査基準 第4部第3章1.1.1(131頁)の記載は次のとおり。

1.1.1 本号に該当するためには、出願商標が指定商品との関係において産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期等を直接的

に表示し、商品の出所表示として認識することができない場合や、特定人に独占させると当業界の競争を制限するおそれがある場合に適用する。したがって、商品の性質を間接的・暗示的に表示するものにすぎない場合には、本号を適用しない。

(4) 韓国商標審査基準 第4部第3章2.1.2(133頁)の記載は次のとおり。

2.1.2 性質表示標章であるか否かの判断は、取引社会において実際に使用されているか否かを問わない。但し、指定商品との関係において、間接的・暗示的と認識され得る標章であっても、実際の取引業界において直接的に商品の性質を表示する標章として使用されている場合には、本号に該当するものとする。

(5) 紹介した裁判例の事件番号及び出願番号は次のとおり。なお、各商標の色彩については原本を参照。

1-1: 大法院 2016.8.18. 宣告 2015 フ 789 判決(出願第40-2012-2041号)

1-2: 特許法院 2015.5.1. 宣告 2014 ホ 8939 判決(出願第45-2011-2126号)

1-3: 大法院 2015.9.10. 宣告 2015 フ 1003 判決(IR第1141023号)

1-4: 特許法院 2015.1.16. 宣告 2014 ホ 7196 判決(IR第1121950号)

1-5: 特許法院 2014.5.16. 宣告 2014 ホ 1624 判決(IR第1106488号)

1-6: 特許法院 2015.7.3. 宣告 2015 ホ 1997 判決(出願第41-2012-34463号)

1-7: 特許法院 2014.10.30. 宣告 2014 ホ 5978 判決(IR第976678号)

1-8: 大法院 2015.6.11. 宣告 2015 フ 741 判決(出願第40-2012-6785号)

1-9: 特許法院 2015.9.18. 宣告 2015 ホ 1652 判決(IR第1142844号)

(6) 韓国商標審査基準 第10部第2章2.1及び2.3(459頁)の記載は次のとおり。

2.1 外国語(外国文字単独で表記されていたり、ハングルと混用表記された場合を含む)からなる商標については、韓国語で音訳又は翻訳し、その音訳・翻訳した韓国語についても商標法の各条文について該当するか否かを検討することを原則とする。

2.3 2.1において規定する外国語の範囲は、一般的に、英語アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナ等で表記された文字をいい、このような文字で構成された商標は、文字商標として取り扱い、審査する。

(7) 先出願の他人の商標と同一・類似の商標の登録を認めない旨を規定する韓国商標法第34条第1項第7号(旧商標法第7条第1項第7号)は次のとおり。

第34条(商標登録を受けることができない商標) ①第33条にも関わらず、次の各号のいずれか一つに該当する商標については、商標登録を受けることができない。

7. 先出願による他人の登録商標(登録された地理的表示団

体標章は除く)と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用する商標

(8) 大法院 2009.4.9. 宣告 2008 フ 4783 判決においては、出願商標「NICOLE MILLER」について、韓国内の一般需要者・取引者は本願商標の標章が西洋人の姓名であることを容易に認識でき、指定商品である衣類製品等に関してデザイナーの姓名全体からなる商標の使用が一般化されていることから、本願商標を「NICOLE」又は「MILLER」部分のみで称呼・観念する可能性は希薄であると判示している。

(9) 紹介した裁判例の事件番号は次のとおり。なお、各商標の色彩については原本を参照。

- 2-1：特許法院 2015.6.12. 宣告 2015 ホ 406 判決
- 2-2：特許法院 2015.10.22. 宣告 2015 ホ 2006 判決
- 2-3：特許法院 2015.11.20. 宣告 2015 ホ 4927 判決

2-4：大法院 2014.9.18. 宣告 2014 フ 1068 判決

2-5：特許法院 2014.6.5. 宣告 2014 ホ 1518 判決

2-6：特許法院 2015.5.7. 宣告 2015 ホ 1003 判決

2-7：大法院 2016.7.14. 宣告 2015 フ 1348 判決

2-8：大法院 2015.3.26. 宣告 2015 フ 307 判決

2-9：大法院 2015.1.29. 宣告 2014 フ 2399 判決

2-10：大法院 2014.12.11. 宣告 2014 フ 1587 判決

2-11：特許法院 2015.5.22. 宣告 2014 ホ 8519 判決

(10) 国語のローマ字表記法（文化観光部 2000 年式）。

(11) 紹介した裁判例の事件番号は次のとおり。なお、各商標の色彩については原本を参照。

3-1：大法院 2015.9.10. 宣告 2015 フ 1096 判決

3-2：特許法院 2014.4.24. 宣告 2014 ホ 638 判決

(原稿受領 2017. 5. 31)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 服部 博信, 須山 英明

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 掲載基準** http://www.jpaa.or.jp/activity/monthly_patentinclusion_criteria/
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。